三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡最上町大字満沢字合ノ山一八三七の一、一八三七の六九
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡金山町大字金山字中ノ森一九一〇の一、一九一〇の四、字土用沢外一字一九一一の一から一九一一の三まで、最上町大字東法田字初ヶ沢七三〇の四、字大沢山七五一の六、七五一の九、八三九の一から八三九の四まで、八三九の六、八三九の八から八三九の一一まで、八三九の一五、八三九の一七から八三九の二〇まで、八三九の二二、八三九の二五から八三九の二九まで、八三九の三〇、八三九の三一から八三九の五五まで、八三九の八〇、八三九の八一、八三九の八三、八三九の八七、八三九の八九から八三九の九一まで、八三九の九三、八三九の九四、八三九の九六、八三九の九八から八三九の一〇三まで、八三九の一〇五から八三九の一一四まで、八三九の一一六から八三九の一一八まで、八三九の一二〇から八三九の一二五まで、八三九の一二七、八三九の一二九、八三九の一三一、八三九の一三三、八三九の一三四、八三九の一四〇、八三九の一四四、八三九の一四七、八三九の一七四、八三九の一七六、八三九の一八六、八三九の一九〇、八三九の一九一、八三九の一九四、八六〇の一、八六〇の三、八六〇の六、八八二、八八六の二、八八三、八八三の一、八八六、八八六の二、八八六の三、八八九、八九三、八九八の一、八九八の二、八九八の六、八九八の七、八九八の九、九〇〇の一、九〇〇の三、九〇一の一、九〇一の二、九〇二の二、九〇二の三、九〇二の七、九〇二の八、九〇三の二、九〇五の一、九〇五の二、九〇五の六、九〇五の七、九〇五の一一、九〇五の一三、九〇五の一四、九〇五の一八から九〇五の二〇まで、九〇五の二二から九〇五の二五まで、九〇五の三一、九二八の二、九二八の三、九二八の六から九二八の一五まで、九二八の一七、九二八の一九、九二八の二〇、九二八の二二、九二八の二五、九二八の二六、九二八の三二、九二八の三三、九二八の三六、九二八の三八から九二八の四一から九二八の四七まで、九二八の四九、九二八の五一、九二八の五三から九二八の六四まで、九二八の六七、九二八の六八、九二八の七〇から九二八の七二まで、九二八の七四から九二八の八〇まで、九二八の八二から九二八の九二まで、九二八の九九、九二八の一〇〇、九二八の一〇二、九二八の一〇三、九二八の一〇五、九二八の一〇六、九二八の一〇九、九二八の一一〇、九二八の一一二、九二八の一一三、九二八の一一七から九二八の一二三まで、九二八の一二五、九二八の一二七から九二八の一二九まで、九二八の一三三、九二八の一三五から九二八の一六八まで、九二八の一七一、九二八の一七二、九二八の一七四、九二八の一七六、九二八の一七九から九二八の二〇五まで、九二八の二一〇、九二八の二一一、九二八の二一五から九二八の二一八まで、九二八の二二〇から九二八の二四三まで、九二八の二五八、九二八の二六〇から九二八の二六三まで、九二八の二六五から九二八の二七一まで、九二八の二七三から九二八の二七六まで、九二八の二八五から九二八の二九九から九二八の三一九まで、九二八の三五三から九二八の三六〇まで、九二八の三六二、九二八の三六五から九二八の三七三まで、九二八の三七五から九二八の三八三まで、九二八の三八五、九二八の三八六、九二八の三八八、九二八の三九五から九二八の三九八まで、九二八の四四五、九二八の四五四から九二八の四六二まで、九二八の四六四から九二八の四七四、字東山八四〇、八四〇の一、八四一、八四三、八四四、八五〇の一、八五〇の二、八五一、八五一の一、八五二の二、八五七の一、八五九、八六三、八六六、八六九、八七一、八七七、八七八の一から八七八の五まで、八七九、八八四の一から八九四の四まで、九二七の四二、舟形町長沢字黒森七一六七の一二、七一六七の一四から七一六七の二五まで、七一六七の二七、七一六七の二八、七一六七の三〇から七一六七の三三まで、七一六七の一四二、七一六七の一四四、堀内字後山四〇九九の一九〇から四〇九九の一九三まで、四〇九九の一九五から四〇九九の一九九まで、四〇九九の二〇一、四〇九九の二〇五、真室川町大字川ノ内字水上山三四一四の一、大蔵村大字南山字高森一五〇八の四、二〇七三、二二六七の二（次の図に示す部分に限る。）、二二六七の九、二二六七の一三五、三七八九、三七九〇、三七九一、三七九三から三八〇五まで、三八〇七から三八二〇まで、三八二二、字巣子一五二二の二、字蕨野三五〇〇の二、三七八三、一五三二、一五三四、一五三四の一、一五三四の三、三四九〇の一、三四九〇の二、三四九三、三四九六、字折渡一五三五（次の図に示す部分に限る。）、一五三七の八、一五三七の一〇、一五四七の三、一五五一の二、一五五三の一から一五五三の三まで、一五五五の一、一五五五の一六、一五七五の二、三七八五の二、三七八七、字前坂一五九二の六、一五九二の七、字鳥屋森二一二八の二七から二一二八の二九まで、二一二八の三三、二一二八の三四、二一二八の六九、二一二八の一五二、二一二八の二〇〇、字折渡一五五五の二〇から一五五五の二四まで、鮭川村大字中渡字羽根沢一三六五の一、大字川口字下絵馬河家ノ下二〇六の一、二〇六の二、字寒水沢山二七一二、二七一一五の二六、二七一五の二九、戸沢村大字古口字砂沢五三四の五、一六九九の六、三四〇一の一、三四〇一の二（次の図に示す部分に限る。）、三七五九の一から三七五九の四まで、字砂子沢一七一〇の一、一七一〇の二、三五〇一、四二一一から四二一五まで、四二一七から四二二一まで、四二三二の一、四二三二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字砂沢三四〇一の一・三四〇一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正